

**【障害厚生年金等を受けている皆様へ】**  
**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**  
**診断書の提出期限を1年間延長します。**

- ◎ 令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限をそれぞれ1年間延長します。
- ◎ 対象期間に該当する方については、延長前の提出期限までに  
診断書を作成・提出いただく必要はありません。

**診断書提出期限の延長の内容**

- 対象者：令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方
  - 延長後の提出期限：現在の提出期限の1年後
  - 対象地域：全国（海外に居住する受給権者等も含む。）
- ※ 令和2年2月から令和2年6月までの間に提出期限を迎える方は、現時点で、診断書を作成・提出いただく必要はありません。令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える方には、本年は診断書を送付しません。診断書は、来年以降、改めて送付します。なお、今回の提出期限の延長の対象となる方には、おって個別にお知らせ文書を送付する予定です。
- ※ 延長後の提出期限前に症状が悪化した場合は、年金の改定請求を行うことができます（障害等級3級で65歳以上の方は請求できない場合があります。）。

**既に診断書を提出された方について**

- 対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を診査した上で、不利益にならないよう、以下の取扱いとさせていただきます。
- 障害等級継続または増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
  - 減額改定・支給停止と判定された場合は、現状の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、診査・判定を行います。

障害給付等の受給については、次回診断書提出年月（誕生月末日）までに診断書を提出し、障害等級に該当していることが確認されれば継続される仕組みです（再認定不要の場合は、診断書の提出は不要です。）。

《問い合わせ先》  
地方職員共済組合 遺族・障害審査課 障害審査係  
電話 03-3261-9849